



Q1

「世界人権宣言」は、いつ、どこで生まれたのですか？

A

「世界人権宣言」は、1948年12月10日にフランス・パリで行われた第3回国際連合総会で採択されました。多くの議論を経た後、賛成48、反対0、棄権8で世界の多くの支持を得て採択されました。

Q2

「世界人権宣言」はなぜできたのですか？

A

20世紀に起きた2つの世界大戦で多くの人命が奪われ、人権が踏みにじられるような出来事も多く発生しました。この反省から生まれた国際連合（1945年設立）は、世界の平和や諸国間の友好関係を発展させるとともに、人権と基本的自由を守るために国同士で協力していこうという目的を掲げました。「世界人権宣言」はこうした考えのもと、採択されました。

Q3

「世界人権宣言」の内容はどんなものですか？

A

「あらゆる人と国が達成すべき共通の基準」として採択された世界人権宣言は、前文と30の条文から成り立っています。宣言には、  
1.市民的・政治的権利  
法の下の平等、思想や表現の自由など  
2.経済的・社会的・文化的権利  
教育を受ける権利、労働に関する権利、人間らしい生活をする権利などが、うたわれています。

Q4

「世界人権宣言」が採択された後どうなりましたか？

A

「世界人権宣言」の採択後は、法的拘束力のある条約が次々と採択されています。  
・国際人権規約（1966年）  
・人種差別撤廃条約（1965年）  
・女子差別撤廃条約（1979年）  
・児童の権利条約（1989年）  
・障害者権利条約（2006年）など  
現在、「世界人権宣言」の精神は、世界の多くの国々の憲法や法律に取り入れられています。

Q5

「人権デー」や「人権週間」とは何ですか？

A

「世界人権宣言」が採択された2年後に、国際連合は12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と決めました。日本では、1949年に毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、全国各地で人権に関するさまざまなイベントが開催されています。21日市市では、人権フェスタで講演会や映画上映会などを行い、人権啓発パネル展示を行っています。

写真1 小・中学生などから募集した人権に関するポスターなどのパネル展示  
写真2 ろう者で女優の足垂希子さんと俳優の三浦剛さんの手話によるトークショー  
写真3 歌手の香川裕光さんと、手話サークルの皆さんによる合唱



【第1条】  
すべての人は、生まれながらにして自由で平等です。



【第2条】  
人種、皮膚の色、性、言語、宗教、意見の違い、出身、地位などによって差別されることなく、みな同じ権利があります。



【第3条】  
生命、自由、身体の安全の権利があります。



【第4条】  
奴隷にされることを禁止します。



【第5条】  
拷問や非人道的な屈辱的な扱いを受けることはありません。



【第6条】  
法の下で、人として認められます。



【第7条】  
法の下に平等で、差別に対して保護を受ける権利があります。



【第8条】  
法律で守られている基本的な権利を侵害されたら、裁判によって救済される権利があります。



【第9条】  
不当な理由で捕えられたり、閉じ込められたり、追放されたりすることはありません。



【第10条】  
公平な裁判所で公正に公開された審理を受ける権利があります。



【第11条】  
裁判で有罪となるまでは、無罪とみなされる権利があります。また、犯罪後に作られた法律で重い罰を受けることはありません。



【第12条】  
自分の暮らしや家族などのプライバシーを干渉され、攻撃されることはありません。



【第13条】  
国内では自由に移動し、住むことができます。また、自分の国に帰る権利があります。



【第14条】  
迫害を免れるため、他国に避難する権利があります。



【第15条】  
国籍をもち、それを変更する権利があります。



【第16条】  
結婚し、家庭をつくる権利があります。結婚は、本人同士の合意でのみ成立します。家庭は、社会および国の保護を受ける権利があります。



【第17条】  
財産を持つことができます。好き勝手に、財産を奪われることはありません。



【第18条】  
思想、良心、宗教の自由があります。



【第19条】  
自由に意見をもち、伝え、表現する権利があります。報を受ける権利があります。



【第20条】  
集会や団体を作る権利があります。



【第21条】  
政治に参加する権利があります。選挙は、正しく、平等に行わなければならないとします。



【第22条】  
社会保障を受ける権利があります。また、国の力に応じて豊かに生きていく権利があります。



【第23条】  
職業を自由に選択し働く権利があります。同等の勤労に対しては、同等の報酬をもらう権利があります。



【第24条】  
労働時間を制限し、休息する権利があります。



【第25条】  
十分な生活水準を保ち、生活に困ったときは、保障を受ける権利があります。母と子は特に保護を受けることができます。



【第26条】  
教育を受ける権利があります。



【第27条】  
文化生活に参加し、科学の恩恵にあずかる権利があります。



【第28条】  
この宣言が実現される世界を作る権利があります。



【第29条】  
わたしたちは、すべての人の自由と権利を守り、豊かな社会をつくるための義務を負っています。



【第30条】  
この宣言の権利や自由は、他の人の権利や自由を破壊するために使ってはなりません。

世界人権宣言30条  
世界人権宣言では、すべての人が生まれながらに持っている自由と権利がうたわれています。  
30の条文を表したアイコンは、世界人権宣言70周年を記念して、国際人権高等弁務官事務所（OHCHR）によって作られました。